

[事案 2025-14] 契約無効請求

・令和7年12月25日 裁定終了

<事案の概要>

契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年5月に契約した終身保険について、以下の理由により、個人情報保護法が成立した平成17年4月1日をもって本契約を無効とし、以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)自分の個人情報について、保険会社に対し、関連会社、提携会社を含む各種商品の案内提供、サービスの案内提供、という目的で利用しないでほしいという提供の停止を申し出たが、保険会社は停止事由には該当しないとの回答であった。また、提供の停止をすると今後一切手続ができないし契約も履行できないとのことであった。
- (2)本件では、個人情報保護法35条5項「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当するため、個人情報の利用の停止手続ができないのであれば、契約を無効にして既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社においては、保険契約にかかる業務の遂行上必要な範囲で、当社の業務委託先および共同利用先に対して本人の同意を得ることなく個人情報の提供を行うことはあるものの、これらは個人情報保護法上許容されており（同法27条5項2号および3号）、その他同法上許容される場合を除き、顧客の同意を得ずに第三者に個人情報を提供することは行わない運用をしている。
- (2)本件では、個人情報保護法35条が定める保有個人データの第三者提供の停止の要件に該当する事実はないため、申立人の請求には明らかに理由がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約成立後のやり取りの状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。